

(仮称)産後ケアセンター事業に関する条例の骨子案について

(付議の要旨)

学校法人武蔵野大学(以下、「武蔵野大学」とする)より産後ケアセンター桜新町の建物の譲渡を受けて、事業を実施するにあたり、(仮称)産後ケアセンター事業に関する条例の骨子案をまとめたので報告する。

1 主 旨

産後ケアセンター桜新町については、運営事業者である武蔵野大学の申し出により、世田谷区が武蔵野大学に無償貸付していた土地無償貸付契約を解除し、武蔵野大学が所有する建築物については区が無償譲渡(寄附)を受けることとなった。譲渡を受けて、事業を実施するにあたり、目的や事業内容等を定めた条例を制定することとした。その条例骨子案をまとめたので報告する。

2 産後ケアセンターの基本的な考え方

産後ケアセンター桜新町は、全国的な子どもの虐待死亡事例に占める0歳児(特に4ヶ月未満の乳児)の割合の高さに着目し、「心身ともに不安定になりやすい産後の一定期間の母子及びその家庭を対象とした、子育て支援の充実及び児童虐待の未然防止」を目的として設置したものである。

平成28年7月には、妊産婦等の孤立を防止し、出産・子育ての不安を軽減するため、「世田谷版ネウボラ」を開始しており、リスクの早期発見につなげている。産後ケアセンターを条例化するにあたっては、この世田谷版ネウボラとの連携を前提に、子ども計画(第2期)において位置付けられている育児不安の進行防止である二次予防事業としての役割を、より一層果たすよう取り組んでいく。

こうした考え方を目的に明記するとともに、事業の内容や利用できる者の要件、事業に必要な衛生管理基準等を条例及び規則で定めるものとする。

3 条例の骨子案

(1) 目的

心身ともに不安定になりやすい産後の一定期間の母子及びその家庭を対象に、子育て支援の充実及び児童虐待の未然防止を目的として、産後ケアセンターにおいて事業を実施する。

(2) 実施事業

母子のショートステイ(宿泊)と母子のデイケア(日帰り)を中心とした、母子の保健休養を目的とした静養室その他の施設の提供に関する産後ケア事業とする。

(3) 利用できる者

産後ケアセンターを利用することができる者の要件について定める。

(4) 実施場所

実施場所は、産後ケアセンター(所在地:世田谷区桜新町2-29-6)とする。

(5) 衛生管理基準

産後ケアセンターに必要な、衛生管理基準を規則で定める。

(6) 利用期間

母子のショートステイ（宿泊）と母子のデイケア（日帰り）の各事業について、利用できる期間を規則で定める。

(7) 利用の手続き

事業を利用しようとする母子の利用手続きについては、規則で定めることとする。

(8) 利用の取消し

利用の承認を受けた者の、当該利用の承認の取り消し、又は利用の停止について定める。

(9) 利用料

産後ケアセンターの利用料は別表のとおり定める。

(10) 施行日

平成30年4月1日から施行する。

別表（利用料関係）

所得区分	母子 ショートステイ	母子 デイケア	きょうだい ショートステイ	きょうだい デイケア
生活保護世帯	1日 0円	1日 0円	1日 0円	1日 0円
住民税非課税世帯	1日 1,600円	1日 1,030円	1日 900円	1日 600円
課税世帯	1日 3,200円	1日 2,060円	1日 1,700円	1日 1,000円

4 利用料について

来年度以降の産後ケアセンターの運営事業者については、今後公募にて選定することになり、現時点では区の委託事業費が確定していないため、本条例では、現行の利用料と同一の金額とする。事業者選定に向け、事業費の精査を行うとともに、本事業の目的に鑑み、支援が必要な母子が利用料の負担を理由に利用できないことがないようにするなど、より適正な負担のあり方を検討し、事業者決定後速やかに必要な見直しを図る。

5 今後のスケジュール（予定）

平成29年	7月下旬	福祉保健常任委員会（条例骨子案）
	8月9、10日	政策会議（条例案）
	9月上旬	福祉保健常任委員会（条例案）
	9月	第3回定例会に条例案を提案 事業者公募
	10月下旬	選定委員会により、候補者決定
	11月中旬	福祉保健常任委員会（候補者決定の報告）
平成30年	1月～	新旧事業者引継ぎ 武蔵野大学から区への寄附（無償譲渡）契約締結
	3月	武蔵野大学から区に建築物の引渡し
	4月～	新事業者による運営開始